

消防局

議案第 20 号 令和 7 年度大津市一般会計予算のうち、
消防局の所管する部分について

議案第 20 号 令和 7 年度大津市一般会計予算のうち、消防局の
所管する部分について、ご説明いたします。

はじめに、歳入のご説明をいたします。

予算説明書 58 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 7 消防手数料、
節 1 消防手数料につきましては、危険物取扱等手数料、火薬類譲
受け等の許可手数料及び救急搬送証明などの消防証明手数料でござ
います。

続きまして、68 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 消防費国庫補助
金、節 1 消防費国庫補助金、説明欄の消防施設費補助金は、災害
対応特殊消防ポンプ自動車、地震警報器及びポータブル電源等に対
する補助金でございます。

続きまして、９８ページをお願いします。

款２２ 諸収入、項４ 雑入、目４ 雑入、節７ 消防費雑入の説明欄、消防団員等共済基金交付金につきましては、消防団員に支給される退職報償金などに対する基金からの受入金でございます。

高速自動車道路救急業務負担金につきましては、西日本高速道路株式会社が高速自動車国道の救急業務を実施している市町への財政措置として支出される救急業務支弁金でございます。

防災ヘリコプター職員派遣費及び防災ヘリコプター運航調整交付金につきましては、滋賀県防災航空隊に隊員を派遣している消防本部に対して助成されるものでございます。

大学生実習受入金につきましては、滋賀医科大学及び京都橘大学等の学生の救急現場での実習に係る受入金でございます。

消防団員安全装備品整備等助成金につきましては、消防団員公務災害防止活動援助事業に対する助成金でございます。

コミュニティ助成金につきましては、地域防災組織育成助成事業に伴う助成金でございます。

続きまして、１００ページをお願いします。

節９ その他雑入の説明欄、消防局その他雑入の主なものにつきましては、消防庁派遣職員住宅賃借料でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

引き続き、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、人件費については、令和6年度の人事院勧告等を踏まえ、令和7年度からの適用となる給料表や、地域手当の支給割合の変更等の諸手当の改正が含まれておりますが、事業関連等を中心にご説明いたします。

196ページをお願いします。

款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、説明欄2の通信機器等整備費につきましては、消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新に係る経費のほか、AED GOアプリ導入に伴う保険料などがございます。

説明欄3の消防車両等整備費につきましては、常備消防車両の点検費用及び燃料費等の維持管理経費のほか、災害対応特殊消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、林野火災工作車及び査察車等の更新に係る経費でございます。

説明欄4の消防音楽隊活動費につきましては、音楽隊の運営に係る経費でございます。

説明欄5の救急高度化推進費につきましては、高度救命処置にかかる救急資器材の整備を図る経費のほか、救急救命士の養成や処置

拡大に伴う研修経費、医師からの指示に係る経費及びメディカルコントロール協議会の運営に係る経費でございます。

説明欄 6 の特殊災害活動体制整備費につきましては、地震災害を含む特殊災害への対応能力の向上を図るための、消防・救急・救助資機材の更新経費、国際消防救助隊登録隊員の教育訓練経費でございます。

説明欄 7 の防火安全対策推進費につきましては、春、秋の火災予防運動を始め火災予防の徹底を図るための広報活動経費や、火災の原因調査等の経費のほか、自治会への消火器具や防災資器材整備に対する事業補助、さらには学区自主防災組織への活動補助でございます。

説明欄 8 の本部消防活動費につきましては、消防局・各消防署所の業務運営経費のほか、消防大学校や滋賀県消防学校等の教育受講経費、さらには救急要請するべきか迷ったときに医師等からアドバイスを受けられる救急安心センター事業（＃ 7 1 1 9）などの救急救命業務の高度化に要する経費でございます。

1 9 8 ページをお願いいたします。

続きまして、目 2 非常備消防費、説明欄 1 の団員消防活動費につきましては、消防団員の年報酬や火災等の出動に係る報酬、退職

報償金、消防団員等公務災害補償等共済掛金のほか、活動服等貸与品の購入経費でございます。

説明欄２の団消防活動費につきましては、消防団の業務運営経費や団運営交付金等の活動経費でございます。

説明欄３の団消防車両等整備費につきましては、消防団車両の点検費用、燃料費等の維持管理経費のほか、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ｉ型３台の更新に係る経費でございます。

目３ 消防施設費、説明欄１の消防水利施設整備費につきましては、防火水槽の維持管理経費、企業局へ支出する消火栓の設置及び維持管理の負担金のほか、耐震性貯水槽の設置や既存貯水槽の撤去に係る設計等委託費でございます。

説明欄２の消防施設整備費につきましては、各消防署所や消防団分団詰所等の施設維持管理経費でございます。

続きまして、２００ページをお願いいたします。

目４ 水防費、説明欄１の水防活動費につきましては、河川等の水害に備えるための経費で、備蓄資材購入等に係る経費でございます。

以上で、議案第２０号 令和７年度大津市一般会計予算のうち、消防局の所管する部分の説明とさせていただきます。